

# 牧之原市立坂部小学校『いじめ防止基本方針』

平成26年3月30日策定

## I いじめの定義と基本的な考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

この定義に基づいて、全職員は「いじめは、どの子にも、どこでも起こりうるもの」という基本認識に立ち、いじめのない学校づくりに全力で努めていくものとする。

いじめの防止は、全職員の願いであり、自らの問題として切実に受け止めるべき課題である。一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子の立場に立って考えていく。また、「心身に苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、本人がいじめに気付いていないことも含めて、状況を総合的に判断していく。

### 2 いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうと絶対に許されない行為である。いじめられた子は心身ともに傷つく。その傷の深さは本人でなければわからない。一方、いじめる側はその傷の深さに気付いていないところに深刻さを増していく要因がある。そのため、いじめ防止には、未然に防止することが最も重要になる。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくりあげていくこと、思いやりの心を育てるここと、善悪を判断する力をつけていく必要がある。何より、一人一人に「いじめをなくしたい」という思いを持たせていくことで、集団の力がいじめ未然防止につながるようしていく。

## II いじめの未然防止の取組

### 1 道徳教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図っていく。

### 2 子どもの自主的な活動の場の設定

学級活動や児童会活動・生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考える機会を設ける。

### 3 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発していく。

### 4 教職員の資質の向上

教職員に対し、いじめの定義や様態を繰り返し確認するとともに、事例検討などの研修を計画的に行う。

### 5 いじめを未然に防ぐ具体的な取組

子どもたちの好ましい人間関係を育み、いじめのない学校文化、学級文化をつくりだすために、次の取組をする。

- ・人間関係づくりプログラム（7月までに実施）
- ・人間関係づくりプログラム効果測定ソフトの活用  
（5月、7月末、11月末の3回の実施）
  - ・坂部っ子を語る会、ケース会議の実施
  - ・スクールカウンセラーによる面談や心の教室
  - ・落ち着いた心を醸成する「6つの坂部しぐさ」の励行
  - ・いじめの芽を取り除く「凡事徹底」
  - ・「褒め合う」「認め合う」場づくり

### III いじめの早期発見・早期対応の取組

#### 1 子どもの実態把握

いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めていく。

#### 2 相談体制の整備

スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど心理、福祉に関する専門家の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。また、いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守っていく。

#### 3 学校のいじめに対する措置

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していく。

いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行うとともに、その結果を設置者に報告する。

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。また、必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにする。さらに、いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きたことのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。

### IV いじめ防止に向けた校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的な検証を行う。必要に応じていじめ防止対策委員会を開催する。委員は以下のとおりとする。

#### ＜委員メンバー＞

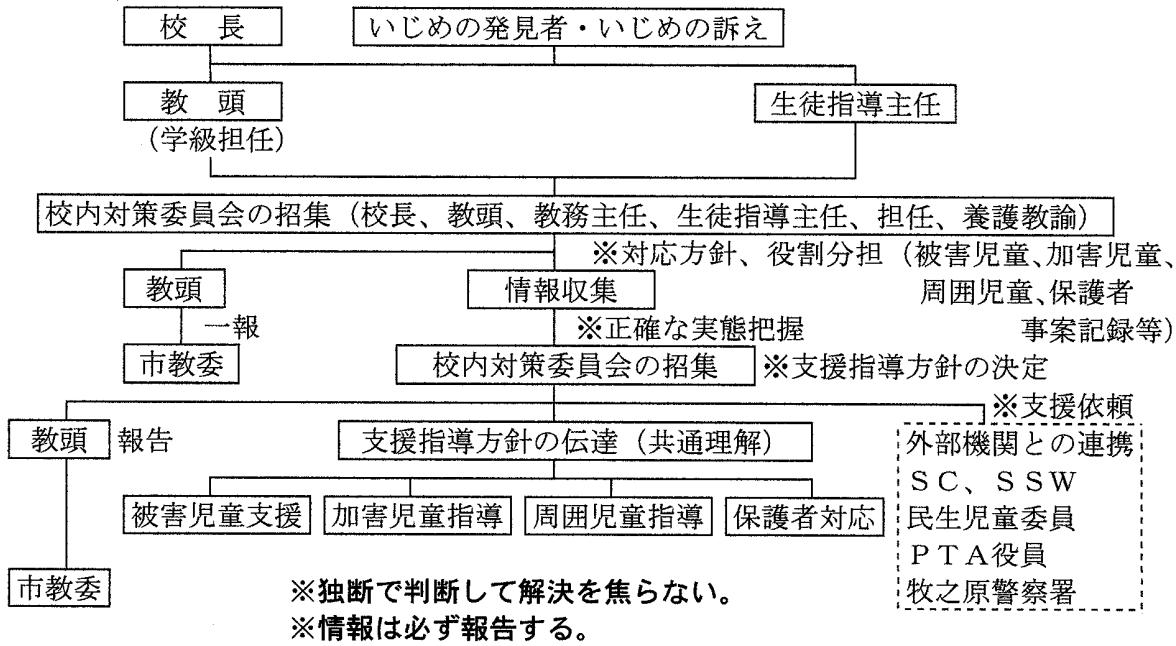
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、当該児童学級担任、  
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育委員会指導主事、  
関係機関助言者

この他、必要に応じて、PTA役員、民生児童委員等を加える。

## V いじめへの適切な対応

### 1 いじめが確認された場合

いじめの訴えがあった場合、または、いじめと疑われることがあった場合は次の流れのように対応する。



### 2 関係機関との連携

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。そのため、日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応できる体制をつくる。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態のケース

次のような場合は、重大事態ととらえる。

- ・いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると 認める場合。
- ・子どもが自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ・欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席している場合。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席している場合。
- ・子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合。

#### (2) 重大事態が発生した場合

重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告するとともに、速やかに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定は慎重に行う。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。また、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの適切な情報を提供する。